

議案第 137 号

伊賀市上野図書館設置条例の一部改正について

伊賀市上野図書館設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 図書館に次の分館を置く。

名称	位置
上野図書館いがまち図書室	伊賀市下柘植 702 番地
上野図書館島ヶ原図書室	伊賀市島ヶ原 4739 番地
上野図書館阿山図書室	伊賀市川合 3370 番地 29
上野図書館大山田図書室	伊賀市平田 3154 番地
上野図書館青山図書室	伊賀市阿保 1411 番地

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。